

資料 2-29 ダイオキシン類の指定物質抑制基準

施設 区分	規 模	抑 制 基 準 (ng-TEQ/m ³ N)			
		新 設	既 設		
			～H10.11.30	～H14.11.30	H14.12.1～
廃 棄 物 焼 却 炉	焼却能力 200～2,000kg/h	5	適用猶予	80	10
	“ 2,000～4,000kg/h	1			5
	“ 4,000kg/h以上	0.1			1
製 鋼 用 電 気 炉	変圧器定格容量、1,000KVA以上 (鋳鋼用、鍛鋼用を除く)	0.5			5

資料 2-30 ダイオキシン類の排出基準

〈大気関係：排出基準の単位は、ナノグラム／立方メートル〉

特 定 施 設		排 出 基 準			備 考	
		新 設	既 設			
			～H14.11	H14.12～		
廃 棄 物 焼 却 炉 燃 焼 能 力 50kg/h以上又は0.5m ³ 以上	4t以上	0.1	80	1	特定施設が指定された時点における既設施設については1年間基準の適用を猶予。 大気汚染防止法の指定物抑制基準は、H13年1月まで存続。現在、新設の抑制基準適用施設には、新設の排出基準を適用。	
	2t～4t/h	1		5		
	2t未満	5		10		
製鋼用電気炉		0.5	20	5		
焼結施設（鉄鋼業）		0.1	2	1		
亜鉛回収施設		1	40	10		
アルミニウム合金製造施設		1	20	5		

〈水質関係：排出基準の単位は、ピコグラム／リットル〉

特 定 施 設	排 出 基 準		備 考
	新 設	既 設	
<ul style="list-style-type: none"> 塩素系漂白施設（クラフトパルプ製造） 廃PCB等又はPCB処理物分解施設 PCB汚染物又はPCB処理物洗浄施設 	10	10	特定施設が指定された時点における既設施設については、1年間基準の適用を猶予。 ()内は、法施行後の3年間適用する暫定基準
<ul style="list-style-type: none"> 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設（アルミニウム製造） 二塩化エチレン洗浄施設（塩化ビニルモノマー製造） 		10(20)	
<ul style="list-style-type: none"> 廃ガス洗浄施設、湿式集じん施設、灰ピット (一般廃棄物焼却施設、産業廃棄物焼却施設) 		10(50)	
<ul style="list-style-type: none"> 上記施設の下水を処理する下水道終末処理施設 上記施設設置事業場から排出される水の処理施設 		10	